

佐賀県告示第 207 号

佐賀県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成 26 年佐賀県条例第 87 号。以下「条例」という。）第 11 条第 1 項の規定により、平成 27 年 4 月 4 日次の知事指定薬物の指定は失効する。

平成 27 年 4 月 3 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 失効する知事指定薬物の名称

- (1) 化学名 2 - ( 2 , 5 - ジメトキシ - 4 - プロピルフェニル ) エタンアミン ( 通称名 : 2 C - P ) 及びその塩類
- (2) 化学名 2 - ( 2 , 5 - ジメトキシ - 4 - メチルフェニル ) - N - ( 2 - メトキシベンジル ) エタンアミン ( 通称名 : 25D - N B O M e ) 及びその塩類
- (3) 化学名 4 - ヒドロキシ - N - イソプロピル - N - メチルトリプタミン ( 通称名 : 4 - O H - M I P T ) 及びその塩類
- (4) 化学名 4 - アセトキシ - N - イソプロピル - N - メチルトリプタミン ( 通称名 : 4 - A c O - M I P T ) 及びその塩類
- (5) 化学名 [ 5 - ( 3 - フルオロフェニル ) - 1 - ペンチル - 1 H - ピロール - 3 - イル ] ( ナフタレン - 1 - イル ) メタノン ( 通称名 : J W H - 368 ) 及びその塩類
- (6) 化学名 ナフタレン - 1 - イル ( 1 - ペンチル - 5 - フェニル - 1 H - ピロール - 3 - イル ) メタノン ( 通称名 : J W H - 145 ) 及びその塩類
- (7) 化学名 N - ベンジル - 1 - ( 5 - フルオロペンチル ) - 1 H - インドル - 3 - カルボキサミド ( 通称名 : 5 F - S D B - 006 ) 及びその塩類
- (8) 化学名 5 - クロロ - 3 - エチル - N - [ 4 - ( ピペリジン - 1 - イル )

フェネチル] - 1 H - インドール - 2 - カルボキサミド (通称名 : O r g  
27569 ) 及びその塩類

## 2 失効の理由

当該知事指定薬物が条例第 2 条第 6 号に掲げる薬物に該当するに至ったため

## 3 罰則の適用

この指定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。